

平成 30 年度事業計画

当連合会は、公益社団法人として、労働基準法等関係法令を普及し適正な労働条件の確保等のために必要な事業を展開することにより、我が国の労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与するための活動を強化することとする。

特に、平成 30 年度においては、公益目的事業として、当連合会の正会員である都道府県労働基準協会連合会等（以下「正会員協会」）と密接に連携しながら、企業・団体等が労働時間をはじめ労務管理や安全衛生管理等を適正化するなど自主的に就業環境を整備するのを支援する一方、当連合会の運営基盤を安定させるとともに公益活動を充実するために必要な収益事業活動を展開することとする。

なお、ほとんどの委託事業の競争方式が応札価格に大きく左右される総合評価落札方式となったこと、低価格審査が事実上機能していないこと、こうした事態が早急に改められる情勢にはないことなどから、今後、事業を安定的に受託することは益々困難になることが強く懸念される。

このため、事業の主力を、「公益的な事業を受託して実施する」から「収益事業ながら公益的な色彩の強いものを自主自立で運営する」へシフトすることとする。

I 公益目的事業

1 公益目的事業 1（教育・研修事業）

労働基準法等関係法令の普及、労務管理・安全衛生管理の知識の習得、能力向上を支援するためのセミナー、講習会等を開催条件の整う正会員協会との共催方式（個別労働紛争解決研修（基礎・応用）を除く。）により開催する。

1) 労務管理セミナー

企業等が抱える人事労務管理上の諸課題を幅広く取り上げ、その要点と対応策等について分かり易く解説するセミナーを開催する。

2) 衛生管理者免許試験受験準備講習会

衛生管理者免許の取得を支援するため、当連合会が発行する過去問を中心とした専用テキスト（第一種衛生管理者合格水準問題集・第二種同）を「メインテキストとする速習型講習会」又は「サブテキストとする錬成型講習会」を開催する。

3) 「働くときのA・B・C」セミナー

新入社員・就職内定者・求職者支援訓練受講者などを対象に、「働くときのABC～働く前にこれだけは知っておきたいマナー・ルール・法律（改訂増補2版）」をテキストとするセミナーを、大学等のニーズに応じて開催する。

4) 個別労働紛争解決研修（基礎・応用等）

「個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業」（受託事業）の一部として、企業内での個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生した紛争を早期に自主的にかつ円滑に解決する人材を育成するための研修等を次のとおり開催する。

- ① 基礎研修：11都市で16回（セット研修東京・大阪各1回及び夜間研修東京1回を含む）
- ② 応用研修：7都市で12回（同上）
- ③ 応用特別研修：1都市（東京）で1回

5) 外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習制度を適正に運用するため、外国人技能実習生を受け入れている監理団体の監理責任者・指定外部役員・外部監査人・その他監査担当職員等を対象とする「監理責任者等講習」、技能実習実施事業場の「技能実習責任者」「技能実習指導員」「生活指導員」を対象とする各講習の計4種の講習を289回以上(29・30の両年度で開催すべき計376講習の残数)を、受託事業ではなく自主事業として開講する。

6) 新任人事・労務・安全衛生担当者研修(仮称)

前記5)の自主事業第二弾として、新任の人事労務・安全衛生管理担当者を対象とした基礎的かつ幅広い内容(労基・安衛・均等・育介・労働保険・社会保険・年金・税務など)の研修を30年度後半から開始すべく、専用の研修テキストを開発するほか、研修の実施体制を整え、県協会や地区労働基準協会に開催を依頼するなど研修の開講に必要な環境を早急に整える。

2 公益目的事業2（情報提供事業）

労働基準法等労働関係法令を普及するとともに、個別労働紛争の発生を防ぐため、不特定かつ多数の者に、人事労務管理や安全衛生管理に有益な各種情報を提供する事業を、次のとおり実施する。

1）労働基準関係判例情報の提供

企業等の適正な人事労務管理に資するために、これまで集積してきた労働基準法関係判例（昭和23～平成28年分の7,195件収録済）に追加収録するほか、閲覧者の利便性を高めるため、体系項目・ID番号による検索に加え全基連ホームページ判例サイト内検索からも検索できることを周知する。

2）メールマガジンの発行と希望者への配信

労働法や関係政省令の改正、審議会報告等労働行政の動き、労働基準監督署による送検事例（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等違反被疑事件）ほか人事労務・安全衛生管理に役立つ情報を、メールマガジンとして不特定かつ多数の者に無料で提供する。

このため、当連合会のホームページにメールマガジンの配信希望者を募集するお知らせを、引き続き掲載するとともにサンプルを表示する。

3 公益目的事業3（国等からの受託事業）

不特定多数の者を対象に、勤労者福祉の向上を目的とする事業を国等から受託し、正会員協会の理解と協力を得ながら、次のとおり実施する。

1）新規起業事業場就業環境整備事業（東日本）（国からの直接受託。

29年4月～31年3月までの市場化テスト事業）

起業などしてから5年以内の新規起業事業場が、労働時間を適正に管理する、あるいは安全衛生水準を確保するなど就業環境を自主的に整備するのを支援する。

なお、29年度事業より、マニュアルやポスター等も制作し、セミナー動画を撮影・編集もする東日本事業と、これらを制作しないでセミナーと個別支援だけに特化した西日本事業に分割して公告された結果、東日本事業のみを当連合会が落札した。

東日本に所在する24支部に本事業を統括管理するコーディネーターと個別事業場を支援する普及指導員を委嘱・配置し、下記のとおり、就業環境整備の基礎知識を習得させる整備セミナーを開催するとともに、希望す

る事業場に普及指導員を赴かせ、その業態等に相応しい助言・指導を行わせる。

| | 整備セミナー（30年度分） | | 個別指導 事業場数 |
|-----------|---------------|--------|--------------|
| | 回数 | 参加事業場数 | |
| 北海道ブロック | 3回以上 | 60 | 10 |
| 東北ブロック | 各支部 1回以上 | 60 | 20 |
| 関東甲信越ブロック | | 450 | 170 |
| 中部ブロック | | 150 | 50 |

2) 介護事業場就労環境整備事業（国からの直接受託）

主として中小零細規模の介護事業場を対象に、労務管理や労働災害防止に係る基本的な理解を促進する整備セミナーを各支部1回以上、全国で計47回以上開催するとともに、介護事業場からの要請に基づき、その業態に則した自主的な就労環境の改善を支援するため、全国で計300事業場を個別に助言・指導する。

3) 労働条件相談ほっとラインの設置・運営事業（国からの直接受託）

景況は緩やかに回復しているものの、人手不足等による長時間労働や退職妨害、無期転換が本格化するのを間近に控え、相談件数はむしろ増加しており、総合労働相談コーナーの機能を補完するものとして平日祝日の17:00~22:00、土日の09:00~21:00に、21台の端末器で電話相談に応じ、必要な情報を提供する。

4) 個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業

（国からの直接受託）

前記1の4)の事業の一部として、労働組合員や企業の人事労務担当者等を対象に労働法制の基礎知識を付与する「労働問題解決セミナー」を、全国9都市で計11回開催するほか、昨年度に引き続き、委員会等を運営して、企業内での個別労働紛争の発生を防ぎ、自主的な解決を促進するための人材を育成する研修用のカリキュラムの策定、研修用テキストを作成する。

5) Web 監視事業のコンサルティング（国からの間接受託）

Web 運用技術を保有する民間事業者が受託した「インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業」の一部として、インターネット上の求人情報や書き込み等の内容から長時間労働、過重労働など問題のある事業場情報をクローラー検索で抽出し、絞り込み、さらにその真偽を見極めるとともに、関係情報を精査して該当事業場を特定し、所轄労働局へ提供する業務を、円滑かつ効果的に進めるためにコンサルティングする。

6) Web 診断事業のコンテンツ制作編集（国からの間接受託）

Web 運用技術を保有する民間事業者が受託した「労働基準関係法令に関するWEB診断による新規起業事業場等における労働条件・安全衛生の確保事業」の一環として、Web上で自社の労務安全衛生管理水準を自ら診断するサイトの内容を委員会で検討し、診断項目や解説などをさらに充実させる。

7) 労働条件ポータルサイト事業のコンテンツ制作編集

（国からの間接受託）

Web 運用技術を保有する民間事業者が受託した「労働条件ポータルサイト『確かめよう 労働条件』の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」の一環として、労働条件問題に関するQ&A、裁判例の紹介等の労働条件に関するポータルサイトの内容を委員会で検討し、さらに充実させる。

8) 労働問題に関する調査研究の実施（民間団体からの直接受託）

AI や IOT 商品の普及が労働関係や労働法に与える影響とその対応策について若手研究者に調査研究させ、その研究結果をホームページ等で公表することにより、不特定多数の者の労働福祉の向上に寄与する。

9) その他の受託事業（国からの直接受託、間接受託）

今後、厚生労働省から公告された事業に応札するか否か、あるいは他団体から当該団体が落札した事業の一部、あるいは他の団体等からその事業の一部についての業務委託の申し入れがあった際に、これに応じるか否かは、当連合会の設立目的・趣旨に照らし、本部・支部の事務処理能力等を総合的に勘案して決する。

II 収益事業

就業環境の整備、人事労務管理の改善に向けた企業の自主的な取組みを支援するため、また、当連合会の財務基盤を安定させるため、各種実務図書の出版・頒布に努める。

広報・出版事業

前記教育・研修事業のセミナー、研修用テキストを含め実務解説図書・啓発用図書・窓口配布用解説パンフレット等は、社会的な関心の高まりなどそのニーズに応じて、労働基準関係分野に限定することなく、制作し発行する。

特に、30年度は働き方改革関連の法改正等関連、介護事業関連の図書、学生向け・学習指導者向けの関連グッズ、テレワーク関連冊子、パワハラ関連冊子等を開発する。

なお、既刊図書は、ニーズの強弱などを勘案しつつ、法改正などに対応させる必要性が高いものから、順次、改訂する。

III 共益目的事業

相互扶助等の観点から正会員協会を対象に、次の事業を引き続き実施する。

1) 共済貸付事業

正会員協会の各種事業の円滑な推進に必要な資金を融通する事業を、当連合会の資金運用上可能な範囲内で引き続き実施する。

2) 共済損害補填事業

本事業に加入した正会員協会の事務所等が天災や火災、盗難等により被った損害の一部を金銭的に補填する事業を、引き続き運営する。

3) 正会員協会への情報提供事業

正会員協会の各種事業活動を円滑に推進するため、正会員専用ページ、メールマガジンを用いるなどにより、次の情報を提供する。

- (1) 各正会員協会の総会関係資料
- (2) 各正会員協会の動向に関する情報
- (3) 労働局単位で発注される事業に関する情報
- (4) 労働行政等の動向など

IV その他

1) 賛助会員の入会勧奨

正会員協会のご支援、ご協力の下、新規賛助会員の入会勧奨及び既賛助会員の退会防止に努めるとともに、賛助会員のサービスの向上に努める。

2) 経理関係事務指導の実施

全国会議のほか種々の機会を捉えて、区分経理の徹底等適正な経理処理のための事務指導に努める。

V 会議等

以上の事業を円滑に運営するため、各種会議を、別紙のとおり開催する。

なお、会議は、「経費の節減」「効率的」の観点から可能な限り集約・統合して開催する。